



架橋する実践：
ソーシャルワークの価値と倫理における「正義」お
よび「ケア」をめぐって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 児島, 亜紀子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003084

架橋する実践：ソーシャルワークの価値と倫理における 「正義」と「ケア」をめぐって

児 島 亜紀子

大阪府立大学人間社会学部社会福祉学科

要 旨

本稿においては、近時のソーシャルワーク倫理および価値をめぐる議論のなかで、「正義の倫理」と「ケアの倫理」がどのように発見され、受容されたかを検討し、これらの倫理アプローチのソーシャルワークにおける含意を探ることを目的とする。1970年代以降の福祉国家の危機、ニュー・ライトの台頭、福祉市場の拡大などは、福祉国家とソーシャルワーク、ソーシャルワーカーと利用者との関係を変質せしめ、ソーシャルワーカーの職業的アイデンティティにも影響を及ぼした。かかる状況のもと、ソーシャルワーク理論においては、その前提となる科学的認識論や真理概念、価値や倫理の捉え返しが行われた。ソーシャルワークにとって中核的な価値である「正義」、わけても社会正義概念の再考とともに発見されたのが、フェミニスト倫理学の影響を受けた「ケアの倫理」である。人間はみな傷つきやすく、ケアが必要な存在であることを主張する「ケアの倫理」は、「正義の倫理」アプローチが前提とする「独立した個」という普遍の人間像に挑むものであった。しかしながら、ソーシャルワークは「正義の倫理」と「ケアの倫理」を互いに相反するものとしてではなく、両立可能なもの、反復すべきものとして捉えた。このことによって、不正義に挑戦しつつ脆弱な人びとのニーズに応えるという、ソーシャルワーク実践の本質が鮮明になり、くわえて倫理的実践としてのソーシャルワークの方向性も改めて明確化されたと考えられうる。

キーワード：ソーシャルワーク、価値、倫理、正義、ケア

問題の所在

近時、ソーシャルワーク領域において、価値と倫理をめぐる議論が活発化している。バンクス（2008）は、近年の「倫理ブーム」ともいべき状況を示す指標として、ソーシャルワーク倫理と価値を扱う専門の学術雑誌が、アメリカとイギリスで相次いで刊行されたことに着目した¹。バンクスによれば、北米、イギリス、オーストラリア、アイルランドでは、ここ20年ほどの間に次々と価値と倫理に関するテキストが編まれたが、ヨーロッパでも同様の傾向が見られるという（Banks 2008:1240）。

ソーシャルワークにおける価値と倫理をめぐる議論の隆盛の背景には、ソーシャルワーク倫理と同じ起源をもつ道徳哲学の理論動向がある。ポストモダニズムの哲学運動の展開に伴って、このところ哲学界は「倫

¹ The Journal of Social Work Values and Ethics誌が2005年（このジャーナルはインターネット上で自由に閲覧可能である）に、Ethics and Social Welfare誌が2007年に、それぞれ価値と倫理を扱う専門誌としてスタートしたことは記憶に新しい。

理学的転回」(Honeth 2000=2005)ともいうべき状況にあり、従来以上に倫理や正義の問題に高い関心が払われるようになった。かかる状況下で、啓蒙的な色彩の濃い普遍主義的道德理論や、リベラルな法構造下での覇権的な正義の言説に対する批判が提起され、不可視化された「特殊なもの、異質なものを道徳的に考慮」(Honeth 2000=2005:146)すべきであるという主張や、「非同一的なものと適切に関わり合うことによって初めて人間の正義の要求が満たされる」(前掲:146)のだという点に着眼した新たな倫理アプローチが展開された。本稿で取り上げる「正義の倫理」²に対する批判と「ケアの倫理」受容というソーシャルワークの動向も、こうした哲学の理論的変遷を踏まえて理解する必要がある。

普遍主義的道德理論において生じた「正義の倫理」への批判を受け止めたソーシャルワーク論者たちは、1990年代以降、ソーシャルワーカーの倫理綱領に盛り込まれた「個人主義」的な価値や、クライアントを一括りに等質な主体として措定する考え方に対して異議を唱えはじめた (Briskman and Noble 1999; Orme 2002)。そればかりではない。普遍主義への疑念は、後述するように、ソーシャルワークの価値と不可分な「正義」概念の再考を促すこととなる。従来の正義概念に向けられたソーシャルワーク論者たちの懐疑は、オルタナティブな価値を称揚する倫理アプローチへの関心へと変化した。かくしてソーシャルワーク倫理は、正統とされる伝統的な倫理アプローチが見過ごしてきた「もう一つの声」、すなわち「ケア」「ニーズ」「応答(責任)」「関係性」などを主たるモチーフとする「ケアの倫理」を再発見することになる。

本稿では、近時のソーシャルワーク理論がどのようにして正義概念への批判に至ったのか、その過程で「ケアの倫理」はどのように発見され、ソーシャルワーク理論に受け止められたのかを、近時のソーシャルワーク理論の動向や、ソーシャルワーカーのおかれた状況とつき合わせながら検討する。かかる作業を通して、社会正義の実現をはかりつつ他者のニーズに応えることを実践上の課題とするソーシャルワークにとって、「正義の倫理」批判と「ケアの倫理」受容とがいかなる意味をもつものであるかを探っていくこととしたい。

本稿の構成は、以下のとおりである。まずもって、ソーシャルワークをめぐる昨今の政治状況を概観し、ついでソーシャルワーク理論の推移を追いつつ、ソーシャルワークにおける「価値の再検討」がどのように醸成されていったかを明らかにする(【1】)。【1】で示したようなソーシャルワークの価値と倫理の再検討が行われるなかで、ソーシャルワーク実践にとって中核的な理念である「正義」概念が、批判の俎上に載せられていく状況を捉え(【2】)、ソーシャルワークにおける正義論批判が、フェミニストによる公私二元論批判といった、いわばソーシャルワークにとって「川の上流」にあたる学問領域で準備されてきたことを確認する(【3】)。【3】において確認された論点が、ソーシャルワークの正義論批判に何をもたらしたのかを検討しつつ、ソーシャルワーク論者の関心が「ケアの倫理」に移っていく状況を見る(【4】)。「ケアの倫理」が一部の論者に受容される一方、これに懐疑的な論者が、いかなる点を「ケアの倫理」の難点として掲げたかを検討し(【5】)、最後にこれら一連の議論がソーシャルワークに与えたインプリケーションについて考察する(【6】)。

【1】福祉国家の危機とソーシャルワーク理論の推移

【1】-1 社会のポストモダン化

1990年代の終わりから2000年代の初めにかけて、ソーシャルワークにおいてはポストモダン哲学や構築主義アプローチ、フェミニズム理論等の受容が進み、ソーシャルワークにおける科学的認識のあり方や、ソーシャルワーク倫理の問い返しが行われた。

² 公的領域における「自律/自立した主体」に適應され、近代において正統とされる倫理アプローチを、キャロル・ギリガンに倣って本稿では「正義の倫理」と呼ぶことにする。

かかるラディカルな「問い返し」の機運が、なぜ高まったかということについては、1970年代後半以降の福祉国家の危機と関連づけて考える必要がある。ニュー・ライトの台頭、市場原理の強調、民営化政策の進展といったネオ・リベラリズム政治につながるこの間の政治状況は、福祉国家とソーシャルワーク、ソーシャルワーカーとクライアントの関係を変化せしめた。

この動向はイギリスにおいて顕著であった。福祉国家の衰退とともに登場した福祉市場と非-公的な提供者たち（non-statutory providers）によるサービス供給は、イギリスのソーシャルワークサービスをばらばらにしてしまい、サービスの不連続と不調和をもたらすこととなったとされる（Petrie 2009）³。コミュニティ・ケアという語に替わって採用された「ソーシャルケア」なるものがもたらしたのは、イギリスの福祉システムにおいて、これまで中核的な位置を占めてきたソーシャルワーク活動の著しい衰微であった（ibid.）。ソーシャルワーク研究もまた、保健や社会ケア政策において用いられるEBP（evidence-based practice）の台頭によって浸食されようとしていた（Barnes, Green and Hopton 2007）⁴。医学の従僕から脱却し、自律的な専門性を確立すべく努力してきたソーシャルワークは、福祉国家の衰退と福祉市場の拡大に伴い、保健領域に同化吸収される危険に直面していた。

これに対し、イギリスのソーシャルワークのおかれた危機的状況を、「ポストモダン」社会における必然的な変化として受け止める論者もいた。たとえば、ハウ（1994）は、ポストモダン社会に相応しいソーシャルワークの援助関係とは、従来の診断に基づく治療的關係ではなく、「サービスと消費者の用語によって定義づけられる」関係であると述べる（Howe 1994:528）。ハウによれば、ソーシャルワーカーはクライアントの心理に焦点づけた「深い解釈」を行う援助から脱却し、目に見える「表層的な行為」に焦点づけた実践を行うことが要請される（ibid.:529）。ここで批判されているのは、従来型の、クライアントのパーソナリティや治療的關係、社会秩序の理論に重きをおく直接的な実践である。新しいソーシャルワーク実践は、より数量化・マニュアル化の方向へとすすみ、そこでは社会正義もまた、自らの来し方について十分な情報を持ったクライアントとの契約関係を軸とするものとみなされた。かかる実践を語るとき、ハウがその念頭にケア・マネジメントをおいていたであろうことは容易に想像できる。

このように、ネオ・リベラリズムと結びついた「ポストモダン状況」のもとで、それまでの援助関係の理論や実践のありようは大きく揺るがされた。かかる変化は、当然のことながらソーシャルワーカー自身にアイデンティティの揺らぎをもたらすこととなった。バウマンが繰り返し用いた「不確実性（uncertainty）」という言葉は、社会のポストモダン化を表す鍵概念であったが、この言葉はソーシャルワークの危機を表す不穏な響きをもったものとしても用いられるようになった（Camilleri 1999）。

ポストモダン状況とネオ・リベラリズムとの関連について本稿では踏み込まないが、ポストモダン哲学が、ソーシャルワークにとってネガティブな要素ばかりを提供したわけではもちろんなかったことを強調しておきたい。わけても、ポストモダン哲学・多文化主義・フェミニズム等の諸理論が提起した、人びとの「差異」や「多様性」を尊重すべしという主張は、ソーシャルワークに全面的に受容された。

【1】-2 ポストモダン社会におけるソーシャルワーク理論

³ ペトリーは、市場によるサービスの拡大によって、福祉サービスを利用できる人とそうでない人との間に格差が生じるという「不正義」が横行しているのにもかかわらず、ソーシャルワークたちはこの間沈黙し続けてきたとも指摘している（Petrie 2009）。

⁴ バーンズらは、近時のイギリスのソーシャルワークやソーシャルワーカーの固有性や自律性が、その学問的基盤をも含め、掘り崩されようとしている状況にあることを警告している。

ポストモダン哲学やフェミニズムは、権力という主題に果敢に取り組んでいたため、多くの理論的果実をソーシャルワークにもたらすこととなった。たとえば、ソーシャルワーク論者たちがエンパワメントと専門職者の権力の関係を俎上に載せたこともそのひとつである。パーカーらは、ソーシャルワーカーが社会の不正義と戦うという大義のもとに、これまでクライアントをエンパワーしてきたことは、実はクライアントを「常態化させる力」を行使したのではなかったか（Parker, Fook and Pease 1999:151-2）と疑問を呈している⁵。

ポストモダン社会におけるメタ・ナラティブの失墜は、社会統制の言説が衰退したことをも意味していた。ソーシャルワークの危機が叫ばれるなか、ソーシャルワーカーらは社会統制の言説に見切りをつけて、これまで以上にクライアントに寄り添う実践に方向を定めたとも考えられる。

1990年代後半、フーコーの権力論に魅入られたソーシャルワーカーたちは、社会統制の装置という自己像を反省的に捉え返そうとしていた。彼ら／彼女らは、フーコーによる「主体化」という概念を手に入れ、「クライアントを主体化する装置としてのソーシャルワーク」という批判を自らに突きつけた。自分たちの駆使用する専門知が権力と不可分であることを認めたソーシャルワーカーたちは、これ以降、ワーカーによる独善的な権力を縮減するために、よりいっそうクライアント／利用者の参加を推進するよう努める方向へと向かうこととなる。

ここまで述べたような理論動向の中から、新たな実践モデルとして、ポストモダンの文脈から出来たエンパワメント・アプローチや、ストレングスモデル等が提示されたのである。なおこの時期、「バイステックの原則」に代表されるソーシャルワークの原則が、その表現や内容を少しずつ変化させていったことも付言しておきたい⁶。

この時期のソーシャルワーク理論においては、真理や科学的認識、普遍等の概念の再点検が行われ、ソーシャルワークの専門知と権力の関係や、ソーシャルワークに相応しい研究方法等についての議論が展開された。ここで確認しておきたいことは、1990年以降繰り返されたこれらの議論における争点で、すべて根本的にはソーシャルワークの価値をめぐるものであったということである。ヤングハズバンドが示唆するように、具体的な援助技法の有効性や妥当性に関する議論も、究極的には、技法の背景にある哲学や価値の問題に逢着せざるを得ない。ソーシャルワーカーの自律性が危機に直面した時代に、その実践の基盤となる価値をめぐる議論が噴出したとしても、何ら不思議ではない。

【2】ソーシャルワークによる正義論批判

ソーシャルワークの価値と倫理の再考という機運のなかで、ソーシャルワーク論者たちは「正義」概念に関する吟味を行うことになる。結論を先取りすれば、ソーシャルワーク論者たちによる「正義」批判ないし「正義論」批判の含意とは、正統とされる従来の正義論に欠けている視点が何かを問うことによって、「正義」を志向しつつクライアントのニーズに応えるという、ソーシャルワークの本質を再確認するものであったと考えられる。以下では、ソーシャルワーク論者らがどのように「正義」に対する批判を行っていったのかを見ていくことにしよう。

⁵ この主題自体は、「ソーシャルワーカーは社会的統制の代理人であるのか」という、ワーカーにとっての根源的な問題の変奏といえよう。ソーシャルワーカーが無力なクライアントを体制の諸価値に同調するよう操作しているのではないかという疑義を、ワーカーたちは1950年代に既に提示していたからである（Younghusband 1976=1986:163）。

⁶ バイステックによる「受容」原則はクライアントの「尊厳」や「強さ」への信頼へ、「自己決定」原則はクライアントの「選択」を推し進めることへ、「非審判的態度」原則は「非差別」および「反抑圧」へ、ソーシャルワークの諸価値が強調する点は変化していったという（Scourfield 2002:4）。

いうまでもなく、「正義」はソーシャルワークにとってなじみ深い理念である。公正、公平、正義といったリベラルかつ近代主義的な価値の枢軸に据えられる概念と、ソーシャルワークは密接な関係にある。ここでは、正義が社会における多くの集団と利害とを正しく扱うための基盤であること⁷ (Clark 2000:147)、ソーシャルワークが基本的にリベラルな近代的法構造のもとで機能しうる営みであることを確認しておこう。

こんにちの正義論においては、正義を広義に捉えず、社会の構成員に利益と負荷を適切に分配する「社会正義」の意味に局限して把握する傾向がある (Young 1990:15)⁸。そして、配分の正義たる「社会正義」こそが、ソーシャルワークの価値の中核に位置する理念である。さればこそ、「社会正義を進めていくことが、ソーシャルワーク実践において最も重要なミッションである」という言明が、数多くのソーシャルワークテキストにおいて頻繁に登場し、ソーシャルワークにおける正義を説明するくだりが、ことのほか力強く語られるのである。社会正義の実現のためにソーシャルワーカーが行うのは、具体的には以下のような事項である。

ソーシャルワーカーは傷つきやすく、抑圧された人びとの傍らに寄り添い、機会の均等を進め、社会に蔓延する不正義に挑戦し、社会変革をめざす (Spencer 2008:99)。あるいはまた、ソーシャルワーカーは文化や民族の多様性を敏感に受け止めつつ、差別や抑圧、貧困、その他さまざまな形態の不正義と戦う。あるいはまた、ソーシャルワーカーは、人びとが自らのニーズを解決するための潜在能力を高める (Reamer 2006:20)。これらは全て社会正義の名のもとに実践される。

しかしながら、このところの「倫理ブーム」(Banks 2008)の流れを受けて、社会正義概念の再検討に挑む議論が登場しはじめた。ソーシャルワークの中心的な価値として自明視されているとよい「社会正義」概念そのものに着眼する動きが出てきたことは特筆に値する。こうした動きに呼応する論考としては、社会正義概念が依拠する普遍性の理念にもかかわらず、現実のソーシャルワーク実践においてはその理念が十分に生かされていないことを批判するもの (Solas 2008)、社会正義概念自体の不完全さを批判するもの (Orme 2002)、ソーシャルワーク論者によるロールズ理解の誤りを指摘するもの (Banerjee 2011) などがある⁹。正義論の系譜の正統な継承者ともいべきロールズの正義論をソーシャルワーク論者たちが取り上げるようになったことは、「正義」概念の捉え返しを象徴する出来事として捉えられうる。

コーネル (1998=2001) が指摘するごとく、ロールズの掲げる全面的な平等主義は、フェミニストらにアピールしうるものであった。これと同様に、ロールズの理念は、ソーシャルワーカーたちにも魅力的なものとして受け止められてきた¹⁰。しかしながら近時、ソーシャルワーク領域においても、ヤングらロールズ理論に批判的な一部のフェミニストたちの所説を参照したうえで、ロールズ理論に登場する「個人」や財の性質など、そ

⁷ クラークは、正義の諸側面をデュー・プロセス、賞罰、人権、公正な分配、解放の5つに分けてそれぞれ考察している。ソーシャルワーク理論において正義概念の包括的な整理を行ったものとして参考になろう。

⁸ ヤング (Young 1990:15) によれば、社会正義とは、「制度化された支配と抑圧を取り除くこと」と規定される。

⁹ 正義への批判は、社会正義概念のみならず、この理念を盛り込んだ倫理綱領そのものへも向けられるようになった。たとえば、国際ソーシャルワーカー協会 (IFSW) と国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASW) の「原理に関する声明」(statement of principles) およびBASWの倫理綱領に盛られた理念の普遍主義的な色彩については、ギルバート (Gilbert 2009) によって批判されている。ギルバートによれば、これらの文書は、いずれも西欧の個人主義的価値に立脚しており、それゆえにアジア、アフリカ、中国などの文化的伝統や哲学に関心を寄せていないとされる。多文化に対する無理解と非寛容は、差異や個人の多様なありかたを称揚する多文化主義やフェミニズムの主張とは相容れないものである。もちろん、これは「声明」やイギリスのソーシャルワーカー倫理綱領のみならず、「普遍主義」的な記述に傾く専門職倫理すべてに共通する問題である。

¹⁰ コーネルによれば、「正義論、あるいは社会的取り決めをめぐる倫理の理論は、諸々の資源や財についての要求の範囲を、そして諸要求の葛藤を解決する方法を問題にする」(Cornell 1998=2001:33) とされるが、ソーシャルワークはそうした配分の具体的な方法に関心があったというよりも、ロールズの平等主義の理念にシンパシーを感じてきたと考えられる。Orme (2002) を参照。

の議論の前提のいくつかに疑義を提示する論考が登場した。たとえば、オーム（2002）は、ロールズ理論において前提視される個人とは、標準的な市民／標準的な近代の主体であって、その範型から外れるものに対して、ロールズは十分に配慮していないと指摘する。ロールズの社会契約概念の基礎となる人間像は「責任ある自己」、すなわち、他から独立した個人にほかならない。ロールズ理論において登場する「市民」のモデルからは、コミュニティ・ケアの利用者のような、いわゆる依存状態にある人びとがあらかじめ取り除かれている（Orme 2002:808）。さらに、オームは①ロールズ理論は、人間の生のさまざまな様相、すなわち生の複数性（plurality）について認識しているものの、そこにはジェンダー、民族、文化、階級、宗教などの多様性（diversity）の認識が欠けている。②利用者を支援するための資源には、配分という概念になじまない非物質的なものが含まれている¹¹。③ロールズ理論では、正義を公的な領域に適用されるものとして限定しているが、その場合、DVやレイプ、虐待など、家族や人間関係レベルで生じる不正義が顧みられないことになる（ibid.:807-808）といった点を批判した。

オームがこのように述べるとき、ヤングやセヴンヒューイセンといったフェミニストの理論家の所説を下敷きにしている。ソーシャルワークのつねとして、これまでも「川の上流」にあたる道徳哲学や社会哲学、フェミニスト倫理学等を参照し、そこから知的果実を受け取ってソーシャルワーク実践に役立てようと試みてきた。ここでやや遠回りになるが、以下に続く節において、この間「川上」にあたる領域で行われてきた議論を整理し、ソーシャルワークにとっての正義論批判の含意がいかなるものであったかを検討することとしたい。

【3】フェミニズムによる公私二元論批判

近代以降、道徳哲学や法哲学、政治理論等の諸学問領域においては、自律／自立的な主体によって担われる公共的な世界と、家庭に代表される親密的な世界を区別してきた。公的領域は、「自由・平等の原理や、自発的契約の原理を総括する上位概念と考えられる正義の理念」（野崎 2003:156）によって覆われる政治の場である。他方、家庭に代表される私的領域は前政治的なアリーナであり、その構成原理はもっぱら「自然」な愛情であると捉えられてきた。このように、われわれの住まう世界を公的な領域と私的な領域に弁別すること、これがいわゆる公私二元論である。しかしながら、「個人的なことは政治的なこと」というテーゼを掲げるラディカル・フェミニズムは、公私二元論で私的領域とされた空間において、男性による家父長的支配が日常化しており、そこに介在するジェンダー秩序が社会の隅々にまで及んでいることを喝破した。公私二元論は、公権力が介入する公的領域の優位を前提とし、一方で私的領域における女性の抑圧を隠蔽しているというのがフェミニストらの批判の眼目であった。

かくして、公私二元論を基軸におくりベラリズムもまた、「女性差別・女性抑圧の現実を維持強化しておきながら、それを隠蔽合理化してきたイデオロギー的主犯」（井上 2003:215）としてフェミニストからの批判に晒されることとなった。このことと平行し、リベラリズムの伝統に則った正義論の想定する主体像や、公的領域を担う自律的な主体と一般的他者との正しい関係性を扱う普遍主義的道徳理論のアプローチへの疑念が次々と提示されることになる。

¹¹ オームは、ヤング（1990）の言葉を引きながら、ロールズのいう「基本財の配分」に疑問を投げかけている。「基本財が物でなくて良好な人間関係である場合には、どのような権利が配分されるのだろうか？（中略）エンパワメントとは力の配分ではなく、力を与えるというプロセスに巻き込むことである。」と述べている（Orme 2002:807）。ソーシャルワークが非物質的な財を取り扱うことと、「配分の正義」概念において、非物質的な財の配分が二義的に扱われることの双方に留意したい。

¹² また岡野は、政府によって配分されるべき「基本財」以外の財は、個人的に満たされるニーズとして、私的領域に閉じ込められてしまう危険があることを指摘している（岡野 2009:203）。

さらには、二極化された公的領域と私的領域、とりわけそれぞれの領域に適用される倫理的側面に着目し、この両者を架橋しようという議論が展開されていく。かかる企てに加わったフェミニストらは、公的領域の主人公たる「自律／自立した主体」という人間のモデルが、自らをのみケアし、他者からのケアを必要としない存在として描かれていることに疑問を呈した。フェミニストらがそこで着目したのが、「ケアの倫理」である¹³。「ケアの倫理」とは、その嚆矢たるギリガンの言葉を引用すれば、「すべての人が他者から応答してもらえ、仲間に入れてもらえ、誰も見捨てられたり傷つけられたりしない」（Gilligan 1982:63）ことをモチーフとする倫理アプローチである。ギリガン以降、多くの論者たちが、公的領域における「自律／自立した主体」に適應される、近代において正統とされる倫理アプローチ（「正義の倫理」）の排他性を批判し、これまで「普遍的」とされてきた正義の倫理が、そのジェンダー中立的な外見とは裏腹に、男性支配の論理を正当化するものであると主張してきた。

フェミニストらの批判はさまざまな局面に及ぶが、本稿で取りあげるソーシャルワーク理論との関連において、重要と思われる点をあらかじめ挙げておこう。

①公的領域で適用される「正義の倫理」は、「正義、普遍化可能性、普遍化する能力としての理性に倫理の本質を見いだす」（品川 2007:144）という特徴を持つものとされるが、この倫理の優先性に対する批判。

②正義の倫理の担い手として想定される「ひと」のモデルは、あまりにも抽象的かつ一般的に過ぎ、状況のもとに生きる具体的個人の生の実相に迫りえないという批判。リベラリズムと共犯関係にある普遍主義は、「実際には支配的な多数派文化の産物に過ぎない『通常人』を普遍的人格範型として万人に押しつけ」（井上 2003:253）、異質なマイノリティの声を抑圧しているとされる。

③「正義」を適用されている対象が、必ずしも「普遍」的な人間でないことに対する批判。ベンハビブの言葉を借りれば、ホブズからロールズにいたる伝統的な西洋の普遍主義道徳理論の系譜において「主体」とされてきたのは、「財産をもっているか、少なくとも専門職である成人の白人男性」（Benhabib 1992:153）であった。ここから漏れ出る人びと、すなわち、女性、子ども、障害者、高齢者などは、まっとうな主体とは認められない、いわば「二級市民」として貶められてきたとされる。

④「自律／自立した主体」という人間のモデルに対する批判。公的領域において立ち現れる自律／自立した主体は、当初からそのような状態にあったわけではなく、私的領域におけるケアによって育まれた結果、はじめて主体たりうる。すなわち、このことは、公的領域自体が私的領域におけるケアなしには成立しえないことを意味しているが、公私二元論（およびそれを前提としたリベラリズム）は、このことを看過しているとされる。

【4】正義の再検討から「ケアの倫理」へ

【4】-1 「ケアの倫理」への接近

ここで再びオームのロールズ批判を想起して欲しい。オームの批判は、前節で挙げたフェミニストらの「正義の倫理」批判の内容と、ほぼそのまま重なるものである。オームが3つめに掲げた指摘については、まさしくこれが「公私二元論批判」であることに留意したい。「正義の倫理」は公的領域にのみ適用されるものであった。そうである以上、DVなど私的領域で起こっている暴力については、自然な「愛情」によって解決するこ

¹³ ケアの倫理が着目されるようになったのは、1982年、キャロル・ギリガンによる著書『もう一つの声』が刊行されたことによる。わが国において「ケアの倫理」というと、ギリガンとノディングスの議論が参照されることが多いが、本稿では、この2人に代表される初期の論者たちばかりでなく、それ以降、「正義」と「ケア」を対比させつつ両者の関係を模索していった、フェミニストらによる一連の倫理理論を「ケアの倫理」として扱っている。

とが求められ、そのこと自体が不正義であるということが隠蔽されてしまうおそれがある。オームが示唆するのは、かかる事態であろう。

ここで改めて、私的領域で発現する暴力や支配といった不正義の被害者に対し、公的領域において——正義の名のもとに——援助するのがソーシャルワークであるということをわれわれは思い返すべきである。ソーシャルワークとは、公的領域と私的領域の境界、換言すれば正義とケアの会う場所において行われる実践である。オームのロールズ批判をいま一度整理するならば、ア) 独立した個人をモデルとすることで、結果的に依存状態にある個人を排除していること、イ) 人びとの差異を認識していないこと、ウ) 配分される資源についての考え方に問題があること、エ) 私的領域において生じる不正義の問題が看過されていること、となる。これらは正統な「正義の倫理」アプローチが見過ごしてきた点であるが、同時にこれらのいずれもが、傷つけられやすい他者の多様なニーズに応えるために、不正義に挑み、時には非物質的な資源を配分する（あるいは譲渡する）というソーシャルワーク実践の重要な要素に関わるものであることに気づかされる。

ソーシャルワークは、正義のアプローチが前提視する「自律的な個人」のモデルが、あまりに一般的で抽象的に過ぎ、そこには人間の本質的な傷つきやすさや相互依存性、かけがえのない特殊性や個別性に対する視座が欠落しているという点に着眼した。ソーシャルワーク論者たちは、ロールズの正義論（と、その思想的基盤になっている普遍主義的道德理論）を疑うことで、ソーシャルワークにおけるもう一つの重要な柱である「他者のニーズに応答すること」に目を向けることになった。ここから、「他者に開かれてあること」や「コミュニケーションや解釈、対話」を重視する「ケアの倫理」までの距離はあとわずかである。

【4】-2 ソーシャルワーク論者による「ケアの倫理」の評価

「正義の倫理」と「ケアの倫理」では、何よりも仮定する人間像が異なる。セヴンヒューイセンによれば、普遍主義的な「正義の倫理」が仮定する道徳的行為主体（moral agent）は、他から分離され、独立した個として表象されるのに対し、「ケアの倫理」が思い描くそれは「関係的な自己」（relational self）であり、他の人びととの具体的な関係性に埋め込まれた道徳的な行為主体のことである（Sevenhuijsen 1998:55）。こうした見解に惹きつけられたソーシャルワーク論者たちのなかには、ポストモダン哲学や社会構築主義に共感する人びとが含まれていた。

たとえば、パートン（2003）は、「ケアの倫理」が指定する「関係的な自己」という概念に着目し、ソーシャルワークの専門性の本質を再考するうえで、こうした考え方が準拠点になりうると述べている。パートンは、「ケアの倫理」が仮定する人間の相互依存的な関係性や、その実践が内包する他者に対する注意深さ、敏感さ、反応、応答責任、交渉、相互承認といった価値を評価し、ケアとは状況のもとにある思考や、状況のもとにある倫理を鍵とする社会的な実践であると評価する（Parton 2003:11）。パートンと同様、ロイド（2006）もまた、ケアの体験が普遍的なものであるという点に注意を向け、「フェミニストによるケアの倫理の中心点は、ケアを人間の経験の基本的な相として捉え直し、ケアというものが弱さや『他者』を必要とすることだけに関連しているかのような現在の考えを否定することにある。」（Lloyd 2006: 1182-3）と述べた。

こうした人びとは、「ケアの倫理」が前提とする人間像や、この倫理の基本的なモチーフである「関係性の重視」や「文脈依存性」などの概念が、ソーシャルワークに親和的であると捉えている。普遍主義的とされる正義のアプローチが、相互に代替可能な「一般的他者」を前提視しているのに比し、「ケアの倫理」は具体的な他者のかけがえのなさや、その唯一性を主張していることに、これらの論者は共感したのだと思われる。

【4】-3 ケアと正義の反復

しかしながら、ソーシャルワーク論者たちは、「ケアの倫理」に注目したものの、一時フェミニストたちの間で燃え上がった「正義の倫理か／ケアの倫理か」という倫理の基礎づけや優先性をめぐる議論にはさほどの関心を示さなかった。むしろこの両者は両立可能であり、どちらかの倫理がもう一方を同化吸収するのでなく、互いに支え合うものであると捉えられた（Orme 2002:809）。この捉え方は、実践において中核となる価値のうちの「どちらか」を選択するのではなく、「いずれも」（both/and）選択することが重要だとする、ハズバンドによる「道徳的に動く実践家」概念（Hugman 2003:1037）に結びついていると考えられる。

「正義の倫理」がリベラリズムを基礎とすることは前述した。ソーシャルワーク論者は「正義の倫理」が普遍性を標榜しつつ、私的領域を顧みないといった偏頗な側面を有することを批判しつつも、実践のよりどころとなるリベラルな法構造そのものを否定することはなかった。とはいえ、ソーシャルワーカーは、普遍を標榜するリベラリズムの法からこぼれ落ちたものが何であるのか、実践を通して気づいていた。オームが正義とケアの関係を融合（assimilation）でなく反復（iteration）として捉える（ibid.:809）のは、普遍主義を掲げる「正義の倫理」によって措定された条件からこぼれ落ちる人びとを、「ケアの倫理」のまなざしによって発見し、その人びとが有する多様なニーズを再び正義の側に送り返すこと、ニーズとして認められなかったものを正義の領野で成文化することによって、新たなニーズとして同定すること、さらに成文化の網の目からこぼれたものを再び「ケアの倫理」のまなざしによって発見するという、たえざる反復によって「正しい」（just）ソーシャルワーク実践を行うことを意味しているとも考えられる。ソーシャルワークは、利用者のニーズに応答するという責任をもつ一方で、公平な処遇を行うために、利用者の間にある種の等質性を求めざるを得ないというジレンマを抱えてきた。正義とケアの「反復」は、こうしたジレンマを根本的に解決するものではないにしろ、ソーシャルワークが見定めるべき方向性を指し示すものであろう。

以上のように、ケアの倫理に言及した論者たちの関心は、利用者の感情にコミットしつつ、いかに「正しい」（つまり公平な）ソーシャルワークを遂行しうるか、換言すれば、ソーシャルワークのミッションである正義と「ケアの倫理」をどう折り合わせていくかという、実践上の要請に応えることにあったといえよう。

【5】 専門職倫理としての「ケアの倫理」の難点

【5】-1 ケアされる者との「近さ」

「ケアの倫理」から多くを学ぼうとする論者がいる一方で、ケアラーとケアのレシピエントとの間の「親密性」や「近さ」について慎重な態度をとる論者がいたことも付言しておくべきだろう。その主張の骨子は、「ケア」という営みの性質をどう考えるか、ということに依るものだった。同じケアという行為であっても、家族が日常生活の中で身体的・感情的に触れ合って提供するそれと、ソーシャルワーカーのような援助専門職者が行うそれ¹⁴とは、基本的な性格が異なるのではないか。ソーシャルワーク論者たちのなかから、そのような疑問が提示されたのである。たとえば、ハグマン（2005）は、ブラッドショーを引用しつつ以下のように述べている。すなわち、専門職者と利用者との面接において、両者は友人のようでもなければ恋人のようでもなく、相手にどれだけ深くコミットしているかとか、どれだけ親密に触れ合っているかということは問題にならない、と（Hugman 2005:78）。このことは、専門職のケアが、母親による子の養育を必ずしも母型としな

¹⁴ ソーシャルワークにとって「ケア」はしばしば「援助（支援）」と同義に用いられる。それは必ずしも「保育」「介護」「介助」等の行為に限局されるものではない。ハグマンは、「援助専門職（caring profession）の目標は、利用者をケアすること、すなわち、彼・彼女らの健康、福祉（well-being）、知的発達、霊的成長を促していくこと」と規定する（Hugman 2005:75）。

いのではないかということを示唆する。じじつ、ハグマンは、「母親が子どもの面倒をみたり、娘が老親を介護するのは異なって、専門職者は見知らぬ者としての利用者と出会うのである。そこには、少なくともある程度の社会的距離がある。」¹⁵と述べている（ibid.:78, 傍点は引用者による）。

このようにハグマンが述べる時、念頭にあるのはノディングスのケアリング論だと考えられる。ノディングスは、その著書『ケアリング』（1984=1996）において、自己犠牲的でありかつ対象に専心没頭したケアの必要性を強調した。これに対し、たとえばクーゼは、ノディングスが主張するようなケアを行うことは、専門職者にとっては全く非現実的であり、そのような理想を押しつけることによって専門職者は挫折してしまうと、手厳しく批判した（Kuhse 1997）。ソーシャルワーカーであれば、限られた資源を公平に配分することと、ノディングスがいうような親密な他者への限りないケアとは、両立不可能であると主張するだろう。そしてそもそもケアとは親密な他者に向けて発動されるべきものか、と問うであろう。この点に関して筆者は、齋藤純一の、「ケアをするということは、自らの助力や支援を求める人びととの間に新たに『近さ』をつくりだし、それを維持する行為であるが、その『近さ』は、これまでのケアの私事化のもとである人びとに強要されてきたような、一切の距離を失わざるをえない『近さ』である必要はない」（齋藤 2003:194）という見解に賛同したい。

ソーシャルワークにおけるケアとは、親密な他者に対して応答することではなく、見知らぬ者が何かを必要としていることを認め、そのニーズに対して応える責任を負うことである。ソーシャルワーカーが「ケアの倫理」に対して懐疑的になるのは、この倫理の提唱者たちがしばしば強調する「親密さ」や「近さ」に裏付けられたケアが、専門職者にとって理想の押しつけになりかねないからである。自他ともに一体となるほど、対象に深く没入する「近さ」を作り出すことは、ソーシャルワーカーを「共感の罠」に陥らせることにもなるだろう。そもそも過剰な近さは、利用者にとって侵襲的なものではないだろうか？ソーシャルワークの課題は、利用者を不正義から解放するために必要な「近さ」を、どう適切に設定しうるかということだと思われるのである。

【5】-2 専門職として「ケアする」ことと、科学性を担保すること

「ケアの倫理」に対してソーシャルワーカーが複雑な気持ちを抱くとすれば、ケアがこれまで女性の役割とされてきたこととも関連するだろう。

フリードバーグ（1993）は、ソーシャルワークがもつ慈善的な心遣いと科学的な専門性との間に緊張関係があることを指摘している。フリードバーグによれば、ソーシャルワークは従来、女性のクライアントに対して関心をもってきたが、女性であるソーシャルワーカーじしんについては、それよりずっと低い関心しか払われてこなかったとされる（Freedberg 1993:535）¹⁶。彼女たちは、ソーシャルワーカーとしての専門的な役割を主張する傍ら、ケアリングという女性的な概念をもって、ケアのあるべき姿を強調してきた。しかしながら、このことで、専門職役割と理想的なケア提供者としての女性役割との間には強い緊張関係が生じたという（ibid.:535）。これには、専門職の定義で知られるフレクスナーが、男性本位の専門職モデルを掲げ、そこでもっぱら科学的なトレーニングの価値を強調したことも影を落としていると思われる¹⁷。よきケア提供者でありつつ、同時に厳密な科学性を追求することは、ソーシャルワーカーにとってはしばしば困難を伴うことだった。濃密なケアに伴って生じる「共感の罠」（compassion trap）は、科学的な実践にとって邪魔者でしかなかった。

¹⁵ 同様の見解として、フリードバーグ（Freedberg 1993:538）を参照されたい。

¹⁶ 女性ワーカーとしてケアに関わることへの自覚と、そのことが彼女の実践にとって与える影響について考えるきっかけを与えたものは、ギリガン（1982）とチョドロウ（1978）の著作であったといわれる（ibid.:535）。

¹⁷ フリードバーグは、フレクスナーがケアの重要性に無頓着であったことを指摘している（ibid.:536）。

第2節と第3節において論じたように、「正義の倫理」を優位とするわれわれの社会においては、ケアリングの価値は二義的なものとされ、後景へ追いやられてしまう。ソーシャルワークにおいて悲願である「科学性を確立すること」と、「細やかなケアを提供すること」の間に横たわる緊張関係は、ソーシャルワーカーに（「自然な」ケアリングの適性をもつとされてしまっている）女性が多いという事実とも相俟って、「ケアの倫理」に対するソーシャルワークの微妙な態度を助長させる原因になっている。

【6】結論——「ケアの倫理」と「正義の倫理」のインプリケーション

これまで見てきたように、「ケアの倫理」が喚起しているのは、「自律／自立する主体」なるものを前提視してきたリベラリズムによる公的領域の考え方や、公的領域で適用される正義の倫理が依拠する「正しさ」に対する異議申し立てであり、普遍なるものの捉え返しであった。

ソーシャルワーク領域に、「ケアの倫理」がもたらした果実のうち最大のものは、この倫理アプローチが、自律的で独立した成人を前提とした規範的なモデルの妥当性を徹底的に疑うものであったということである。脆く、傷つきやすく、依存状態にある人間の「原型」がまずあり、他者によるケアを受け入れることによって初めて自律的な主体になりうることをケアの倫理が曝露したことの意義は大きい。他者によるケアの結果である「自律／自立的な成人」の姿のみを捉えて、われわれの社会における規範的な人間像を構築することが誤りであることを「ケアの倫理」は告げている。何より、この発想自体はソーシャルワークの人間観に適合する¹⁸。

ソーシャルワークにおいては、正義とケアは単に統合されるのではない。これら異質な倫理は、ソーシャルワークという「両者を架橋する」援助において、以下のように編みあわされる。すなわち、人はみな等しく傷つけられやすい存在である。そもそも傷つけられやすいわれわれは「誰か」のケアによって生を紡ぐ。こうしたケアの経験こそが人間にとって「普遍的」なものであるとすれば、「普遍的」なケアを私的領域のみに閉じ込めておくのは不当である¹⁹。われわれの人生の諸局面において何度か——人によっては人生を通してずっと——傷つけられやすさが曝露される時期がある。一方、各人のおかれた文脈やその都度の状況において、傷つけられ方の度合いや内容はさまざまであり、このことは必要とされるものもまた多様であることを意味する。ソーシャルワークはかかるニーズに「社会的な手段を用いて」応答していく。そしてこのことはとりもなおさず、正義の要請に適うことである。

ソーシャルワーク実践は、「ケアの倫理」によって発見された脆弱な人びとのニーズを可視化するよう、また包含するよう「正義の倫理」の側に働きかけていくものである。

「正義の倫理」が普遍なるものを措定したとしても、いったんその内容を表象してしまえば、そのリストから必ず漏れ出るものが出現する。「普遍的な」主体から漏れ出たものが女性であり、障害者であり、虚弱な高齢者であり、子どもであり、その他あらゆるマイノリティであった。普遍という大義のもと、その具体的内容を措定したとたん、その枠の中に収まらない多くの「他者」が不可避的に出現するという——すなわち、バトラーによって指摘されてきた霸権的な普遍のモデルがはらむ暴力性に、「ケアの倫理」は気づかせてくれる。

¹⁸ 留意すべきは、専門職によるケアは、依存状態にある人びとをひとり残らず「自律／自立した主体」にして公的領域に送り込むことを目的とするわけではないという点である。ここで、依存状態は「普通の」状態であるという、ロイドの主張を再考する必要があるだろう。

¹⁹ ケアが私的領域で行われたい、あるいは行われても不十分であるときには、公的領域におけるケアが提供されることになるが、ケアの普遍性に鑑みれば、公的領域のケアを私的領域のケアの補完という役割で捉えてよいか、いま一度考えてみる余地が残されている。

現実に生きる人びとの生は多様である。人びとの間にある関係性やその都度の文脈を考慮すれば、そのニーズは到底リストに収めきれぬものではない。しかしながら、人びとのニーズをその都度丹念に掬い取り、応えていくことがソーシャルワークに課せられた責任である²⁰。

第1節で述べたように、ネオ・リベラリズム政治と社会のポストモダン化のもとで、ソーシャルワークの自律性は危機に晒されてきた。この危機があったからこそ、ソーシャルワーカーじしんが、自らの援助専門職(caring profession)としてのアイデンティティを確認する作業を行いたとも考えられる。正義概念はいうにおよばず、「ケアの倫理」に盛りこまれた主要なモチーフはすべて、ソーシャルワーカーにとっては一見自明な価値であるから、一連の議論はこれらを反芻したということに尽きるのかもしれない。しかしながら、本稿で述べてきたような一連の原理論的問い返しは、文字通り「正義を志向し、クライアントに寄り添う」実践家のあるべき方向性を確認するという意味があったものと思われるのである。

文 献

- Banks, S. (2008) 'Critical Commentary: Social Work Ethics' *British Journal of Social Work*, 38, pp.1238-1249.
- Barns, H., Green, L. and Hopton, J. (2007) 'Guest Editorial: Social Work Theory, Research, Policy and Practice—Challenges and Opportunities in Health and Social Care Integration in the UK' *Health & Social Care in the Community*, 15(3), pp.191-194.
- Benhabib, S. (1992) *Situating the Self*, Cambridge, Polity Press.
- Briskman, L. and Noble, C. (1999) 'Social Work ethics: Embracing diversity?' in B. Pease and J. Fook (eds). *Transforming Social Work Practices*, London and New York, Routledge, pp.57-69.
- Camilleri, P. (1999) 'Social Work and Its Search for Meaning: Theories, Narratives and Practices' in B. Pease and J. Fook (eds). *Transforming Social Work Practices*, London and New York, Routledge, pp.25-39.
- Clark, C.L. (2000) *Social Work Ethics: Politics, principles and Practice*, New York, Palgrave.
- Cornell, D. (1998) *At the Heart of Freedom*, Princeton University Press. (岡野八代他訳 (2001) 『自由のハートで』 状況出版株式会社)
- Freedberg, S. (1993) 'The Feminine Ethic of Care and the Professionalization of Social Work' *Social Work*, 38(5), pp.535-540.
- Gilbert, T. (2009) 'Ethics in Social Work: A Comparison of the Intl Statement of Principles in SW with the British Code' *The Journal of Social Work Values and Ethics*, 6(2).
- Gilligan, C. (1982) *In a Different Voice*, Cambridge, Harvard University Press.
- Honeth, A. (2000) *Das Andere der Gerechtigkeit*, Frankfurt am Main, Suhrkamp. (加藤泰史他訳 (2005) 『正義の他者——実践哲学論集』 法政大学出版局)
- Howe, D. (1994) 'Modernity, Postmodernity and Social Work' *British Journal of Social Work*, 24, pp.513-532.

²⁰ ソーシャルワーカーにとって倫理が重要なのは、利用者との特殊な人間関係を基軸として展開するさまざまな行為を、ワーカーが正しく行うための判断基準にかかわるからである。しかしながら、レヴィが明確に述べるように、単に非倫理的な実践が有害な結果をもたらすという理由のみで、ソーシャルワーク倫理の重要性を捉えるべきではない(Levy 1976=1983:13)。本稿でも繰り返し述べたように、ワーカーの中核的役割は利用者のニーズに応えることである。この営み自体、職務上の義務を伴うものであるために、ソーシャルワーク実践はすぐれて倫理的なものにならざるをえない。

- Hugman, R. (2003) 'Professional Values and Ethics in Social Work: Reconsidering Postmodernism?' *British Journal of Social Work*, 33, pp.1025-1041.
- (2005) *New Approaches in Ethics for the Caring Professions*, New York, Palgrave.
- Kuhse, H. (1997) *Caring: Nurses, Women and Ethics*, Oxford, Blackwell.
- Levy, C.S. (1976) *Social Work Ethics*, Human Sciences Press. (B. ヴェクハウス訳『社会福祉の倫理』(1983) 勁草書房)
- Lloyd, L. (2006) 'A Carering Profession? The Ethics of Care and Social Work with Older People' *British Journal of Social Work*, 36, pp.1171-1185.
- Noddings, N. (1984) *Caring: A Feminine Approach to Ethics & Moral Education*, Berkeley, University of California Press. (立山善康訳『ケアリング倫理と道徳の教育——女性の観点から』(1997) 晃洋書房)
- Orme, J. (2002) 'Social Work: Gender, Care and Justice' *British Journal of Social Work*, 32, pp.815-830.
- Parker, S., Fook, J. and Pease, B. (1999) 'Empowerment: The Modern Social Work Concept par Excellence' in B. Pease and J. Fook (eds). *Transforming Social Work Practices*, London and New York, Routledge, pp.57-69.
- Parton, N. (2003) 'Rethinking Professional Practice: The Contributions of Social Constructionism and Feminist 'Ethics of Care'' *British Journal of Social Work*, 33(1), pp.1-16.
- Pease, B. and Fook, J. (1999) 'Postmodern Critical Theory and Emancipatory Social Work Practice' in B. Pease and J. Fook (eds). *Transforming Social Work Practices*, London and New York, Routledge, pp.57-69.
- Petrie, S. (2009) 'Are the International and National Codes of Ethics for Social Work in the UK as Useful as a Chocolate Teapot?' *Journal of Social Work Values Ethics*, 6(2).
- Reamer, F. (2006) *Social Work Values and Ethics*, New York, Columbia University Press.
- Scourfield, J. (2002) 'Reflections on Gender, Knowledge and Values in Social Work' *British Journal of Social Work*, 32, pp.1-15.
- Sevenhuijsen, S. (1998) *Citizenship and the Ethics of Care: Feminist Considerations on Justice, Morality and Politics*, London, Routledge.
- Solas, J. (2008) 'Social Work and Social Justice: What Are We Fighting For?' *Australian Social Work*, 61(2), pp.124-136.
- Spencer, M. (2008) 'A Social Worker's Reflections on Power, Privilege, and Oppression' *Social Work*, 53(2), pp.99-101.
- Young, I.M. (1990) *Justice and the Politics of Difference*, Princeton, Princeton University Press.
- Younghusband, E. (1978) *Social Work in Britain: 1950-1975 A Followup Study*, London, George Allen and Unwin. (本出祐之訳『英国ソーシャルワークの研究（下巻）』(1986) 誠信書房)
- 井上達夫 (2003) 『普遍の再生』 岩波書店.
- 岡野八代 (2009) 『シティズンシップの政治学 [増補版] ——国民・国家主義批判』 白澤社.
- 斎藤純一 (2003) 「依存する他者へのケアをめぐって」 日本政治学会編. 『年報政治学』 岩波書店, pp.179-196.
- 品川哲彦 (2007) 『正義と境を接するもの』 ナカニシヤ出版.
- 野崎綾子 (2003) 『正義・家族・法の構造変換——リベラル・フェミニズムの再定位』 勁草書房.

The justice and care within value and ethics of the social work

Akiko Kojima

Department of Social Welfare, School of Humanities and Social Sciences, Osaka Prefecture University

Abstract

This article examines 'the ethics of care' and 'the ethics of justice' in social work theories, values, and ethics. Social work theories and practices are confronted with a 'crisis' in the transformation of the welfare state. The rise of New Right, consumerism, and the change of relationship between social work and the welfare state influenced the professional identity of social workers. Under such circumstances, social work scholars reconsidered epistemology and the universal truth, values, and ethics, which are premised on social work theories. They reconsidered 'justice', especially 'social justice', which is a core value in social work. In addition, feminist ethic of care has been rediscovered by social workers and scholars. Feminists believe that the 'ethics of care' emphasize that all human beings are vulnerable and interdependent. The concept challenges the 'masculine' universalism and individualism. However, social work treats the relationship between justice and care as compatible and regards one to be indispensable to the other. It needs to challenge injustice, which is the essence of social work practice in responding to the vulnerable people and the 'needy'. The orientation of social work as an ethical practice is clarified by this article.

Key Words: social work, value, ethics, justice, care